

棚倉小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、棚倉小学校PTAという。事務局を棚倉小学校におく。

(目的)

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、憲法・教育基本法の内容に沿った教育を推進し、児童の幸福と健全な成長を図り、会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 会員相互が高まるための活動を行う。
- 2 教育に対する理解を深めこれを促進する。
- 3 学校・家庭・地域における児童の正しい成長を助けるための活動を行う。
- 4 地域社会の教育に対する願いを正しく行政に反映させるための活動を行う。
- 5 会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力する。
- 6 その他目的を達成するための必要な活動を行う。

(性格)

第4条 この会は、第2条を目的とする自主的、任意的民主団体であるから、会及び会員は、その名において、特定の政党・宗派を支持したり、反対したりしない。また営利を目的とするような行為は行わない。

(会員)

第5条 この会の会員は、本会の目的に賛同する本校の児童の保護者と、教職員により構成され、平等の権利と義務を有することを原則とする。

第2章 機 関

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会長	1名	(保護者1名)	副会長	3名	(保護者2名 教職員1名)
庶務	3名	(保護者2名 教職員1名)	会計	2名	(保護者1名 教職員1名)

(顧問)

第7条 この会に顧問若干名おくことができる。(役員・顧問の任務)

第8条 役員・顧問の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括して総会、役員会、各委員会を召集し、総会の議決事項を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理を務める。
- 3 庶務は諸活動の企画や処理にあたる。
- 4 会計は、この会計事務を執り、年度末に於いては、会計監査委員の監査を受け、これを総会に報告する。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じる。

(役員任期)

第9条 役員任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再選は妨げない。なお任期終了後も新役員が決定就任するまでは、その任務を続行する。

(役員の補充)

第10条 役員に欠員が生じた場合は、会長が役員会の同意を得てこれを任命する。会長が欠員となった場合は、副会長のうち1名が就任する。補欠による役員の任期は前任者の残り期間とする。

(役員を選出)

第11条 役員を選出は別に定める「役員選出細則」により行う。ただし、役員のうち教職員については、教職員の互選による。

(会計監査)

第12条 会計監査は2名とし、会長がこれを委嘱する。会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

(総会)

第13条 総会は、この会の最高決議機関であって、会則及び各種規定の改正、役員及び会計監査の承認、予算及び決算、事業計画その他重要事項を審議決定する。

- 1 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年1回、年度当初に開催し、成立定数は会員(世帯単位)の3分の1以上の出席が必要である。また、委任状を認め、委任状は議長に提出する。
- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときには開催する。
- 3 会則改正の議決については、出席者の3分の2以上、または書面(電子媒体を含む)議決も同数の賛成が必要である。会則以外の議決は出席者の過半数で決定する。なお同数の場合は議長が決定する。
- 4 総会の議長は、役員以外の会員から選出する。
- 5 会長は、総会を開く3日前までに総会の日時、場所、議題を全会員に通知しなければならない。

(委員会及び運営委員会)

第14条 この会に次の委員会を置き、その運営は自主・民主公開を原則とする。各委員会には、委員長1名、副委員長1名をおき、委員長がこの運営にあたる。

1 委員会の種類

運営委員会・学級委員会・地域委員会

2 委員の構成

(イ)運営委員会

役員及び学級・地域の各委員会の正副委員長と教職員2名をもって構成し、会長がこの運営にあたる。

(ロ)学級委員会

各学級委員と教職員代表1名をもって構成する。

(ハ)地域委員会

各地域委員と教職員代表1名をもって構成する。

3 委員会の任務

(イ)運営委員会

学級委員会・地域委員会にかかる事業計画、予算案、総会議案等の立案について審議検討し調整を行う。

(ロ)学級委員会

- 1 健全な学級活動並びに学年活動の運営にあたる。
- 2 学級委員会・学級懇談会等を開催し、学校教育活動と家庭教育活動との連携を深める。
- 3 広報担当はPTA機関誌の編集と発行にあたり、PTA全体の理解と連帯を深める。
- 4 保健体育担当は児童の健全な心身を養うための諸活動に協力する。

(ハ) 地域委員会

- 1 児童の通学安全を図るとともに、学校と各地域との連絡を図る。
- 2 地域委員会・地域懇談会等を開催し児童の校外生活の改善向上に努める。
- 3 児童の地域活動にPTA 地域活動費を活用する。

4 委員及び正副委員長の選出方法

- ①学級選出の委員会委員は、学級委員2名を書面（電子媒体等を含む）の互選により選出する。なお、ひまわり学級は全学級より1名を互選により選出する。
- ②学級委員は、互選により正委員長を1名、副委員長を1名選出する。なお、正委員長は広報副委員長、副委員長は保健体育担当長を兼ねる。
- ③学級委員の2名の中で、広報担当と保健体育担当を選出する。なお、ひまわり学級委員は保健体育担当とする。
- ④学級委員経験者は当該児童に限り免除対象となる。
- ⑤学級委員の免除対象外の家庭が2名未満になった場合、前年度以前の免除対象を全てなくし、委員を選出する。
- ⑥地域委員2名は、現地域委員により民主的に決定し、3月末日までに会長に報告する。
- ⑦地域委員は、互選により正副委員長を各1名選出する。
- ⑧当該年度において、本部役員、地域委員、学級委員を兼ねることはできない。

5 委員の任期

前項の各委員の任期は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

第3章 会 計

第15条 この会の経費は、会費及び事業収入その他の収入による。

第16条 この会の会費は、会員（世帯単位）1名につき月額300円とする。なお必要により臨時会費を徴収することができる。

第17条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、役員選出に関する規定は、昭和50年1月1日より適用する。

改正	昭和51年	5月19日	一部改正	令和6年	10月	1日	一部改正
	昭和53年	3月10日	一部改正				
	昭和54年	3月10日	一部改正				
	昭和57年	5月13日	一部改正				
	平成3年	5月17日	一部改正				
	平成4年	3月6日	一部改正				
	平成7年	11月19日	一部改正				
	平成16年	3月3日	一部改正				
	平成18年	5月23日	一部改正				
	令和5年	3月17日	一部改正				

棚倉小学校PTA役員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第11条をうけ、役員選出について定める。

(役員選考の方法)

第2条 役員選出については、選挙管理委員会を設置する。

(選挙管理委員会)

第3条 この委員会は毎年10月に組織し、役員を選出するまでの責任を負うものとする。

- 1 選挙管理委員会は、PTA会長が役員から委嘱する。なお、教職員からは2名オブザーバーとして参加し、その選出は職員の互選による。
- 2 選挙管理委員会の委員長は委員の互選により決める。
- 3 選挙管理委員会の最初の召集は会長が行う。

(役員候補者の選出方法)

第4条 会員は役員候補として4名(世帯単位)を選出する。ただし、すでに役員を経験した会員は、申し出により辞退することができる。

(役員選挙の方法)

第5条 選挙管理委員会は、役員選挙の告示を行い、立候補の受付を行う。

- 1 立候補者があった場合は信任投票を実施する。
- 2 前項の立候補者が役員の定数に満たない場合は、役員候補者から全会員(世帯単位)の投票により決定する。
- 3 投票は、役員選出制とし、最多得票者から順に決定するものとする。
- 4 信任又は選出された役員は、互選により役職を決定する。
- 5 選挙の結果、得票数が同数の場合は、選挙管理委員会がくじにより選出する。

(選挙の期日)

第6条 役員の選出は11月の地域委員決定前に実施し、役員決定の期日は原則として2月末日までとする。

(役員選出の報告)

第7条 選挙管理委員会は、役員決定について総会に報告するものとする。

(細則の改正)

第8条 本細則の改正はPTA本部役員において決定する。

改正	平成	19年	12月	3日	一部改正
	令和	2年	7月	10日	一部改正
	令和	5年	1月	19日	一部改正
	令和	6年	10月	1日	一部改正